八戸工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー募集要項

八戸工業高等専門学校は、「八戸工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則」 (令和6年9月9日制定)に基づき、以下のとおり本校の保有施設やその他財産に対するネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利(命名権等)を付与し、命名権等を付与された事業者(ネーミングライツ・パートナー、広告パートナー)からその対価(ネーミングライツ料、広告料)を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの募集は、下記により行います。

(1) ネーミングライツ・パートナー

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。 対象施設、その他詳細は、別添資料をご参照ください。

(2) 広告パートナー

本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージによる広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。詳しくは、別添資料をご参照ください。

3. 募集の概要

以下の募集の概要は、(1)②に定めるものを除き、ネーミングライツ・パートナー、広告パートナー ともに共通です。

(1) 契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上とします。

- ② ネーミングライツ料及び広告料 (年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。)
- a) ネーミングライツ・パートナー

別に定める目安額(別添資料参照)によります。

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審 査項目となっているため、審査の際に評価されます。

b) 広告パートナー

別に定める定額(別添資料参照)によります。

なお、八戸工業高等専門学校産業技術振興会会員企業のうち、青森県内及び岩手県久慈・二戸圏域(久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、九戸村、軽米町)の市町村に本社、支社等の営業拠点を有する企業については、定額の8割とします。

③ 契約の更新

更新可能です。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体(以下、「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項の規定による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年 法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ① 国税、地方税等を滞納しているもの
- ② 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーとしてふさわ しくないと本校が認めるもの

(3) 命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示を含む。)の掲示は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・酒の広告や飲酒を促すもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・社会問題の主義及び主張に関するもの
- ・個人の名刺広告に関するもの
- ・その他表記する愛称及び広告として、本校が適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は原則として認められません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細

な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者へ の譲渡や転貸等はできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。
- ② 広告パートナーは、本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージとして広告 (企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示することができま す。
- ③ 本校は、本校の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー自らもネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。
- (5) その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。
- ③ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

令和6年12月18日(水)~令和7年1月17日(金) ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書(別紙様式第1号)
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書(発行3か月以内のもの)
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
- (7) サイン及び広告の原案図、設計図
- ⑧ 広告内容の概略(様式任意)[広告事業:デジタルサイネージの場合]

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校企画室会議において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、

ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、応募の内容によっては、不適当とする 場合もあります。

○資格要件及び選定基準

	選定項目	要件·基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。	適・否
		過去に重大な事故または不誠実な行為を行っていないか。	適・否
		経営基盤が安定しているか。	適・否
選定基準	愛称等	親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。	適・否
		施設のイメージを損なう恐れがないか。	適・否
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。	適・否
	ネーミング ラ イ ツ 料	本校の財政的な観点から、より高額なものを高評価とする。	金額
	サイン・ 広 告 の 設 置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。	適・否
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。	適・否
		政府の示す「就職・採用活動に関する要請」に抵触していないか。	適・否
		サイン及び広告が適切に施工されるように計画されているか。	適・否
	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から、より期間が長いものを 高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

八戸工業高等専門学校総務課地域連携係

〒039-1192

青森県八戸市大字田面木字上野平 16-1

TEL 0178-27-7239

FAX 0178-27-9379

E-mail renkei-o (迷惑メール対策のため、@以下「hachinohe-ct.ac.jp」を省略しています。)

※ 本件に関するご質問、施設見学は随時受け付けておりますので、上記宛にご連絡ください。 お申込みがありましたら、メールや電話等で当方からご連絡させていただきます。